

高松市監査委員告示第25号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年6月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P10	教育局	学校教育課	R7.5.28
2				意見	教職員による給食費等諸費の徴収事務について	P21			
3	R元	R2.2.28	第4号	意見【重点】	諸費の適正な管理について	P15			
4				意見【重点】	未納金の取扱いについて	P16			
5	R5	R6.2.29	第5号	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P7			
6	R6	R6.11.29	第33号	指摘	物品購入に係る適正な事務処理について	P6	健康福祉局	障がい福祉課	R7.6.9
7				指摘	行政文書に係る適正な代理決裁について	P10		こども保育教育課	R7.5.12
8		R7.2.28	第10号	指摘	業務委託に係る適正な契約事務について	P10	市民局	牟礼総合センター	R7.6.6
9				意見	契約事務の効率化について	P5	総務局	総務課	R7.6.5

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度及び31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度及び31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意 見 の 内 容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月28日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件意見に係る補助金のうち、高松市帰国児童生徒・外国人児童生徒指導援助事業補助金については、高松市補助金等の見直し方針に基づき対象経費を見直すことにより、平成30年度末で、帰国児童等に日本語指導及び学習支援を行う団体への補助を廃止した。 また、高松市定時制教育振興会補助金については、補助対象者は市内の定時制高校3校に限られ、補助金額は支援の目的に対し過大とならない金額に設定しており、働きながら学ぶ環境にある青少年を支援するため継続することとした。 なお、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、見直し検証の終期を設定し、3年ごとに補助金の見直しチェックリストによる見直しを行うなど、適正な補助金の交付に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	教職員による給食費等諸費の徴収事務について		
意 見 の 内 容	学校給食費については公会計化を検討するなど、その徴収事務を教職員の業務から切り離されたい。 また、その他の諸費徴収事務についても、事務支援員の配置など業務改善により教職員の業務から切り離し、事務負担を軽減されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P21		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月28日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、市立小・中学校の学校給食費を本市の予算に計上し、本市が直接、保護者から徴収するとともに管理をする「公会計」方式に移行した。 また、その他の諸費徴収事務については、4年12月に学校徴収金等取扱マニュアルを策定し、学校徴収金に係る事務の流れを各学校に周知した。 なお、就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費等については5年3月から、また、学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、集団宿泊学習費については同年4月から、支給方法を見直し、通学している小・中学校を通じた支給から、市から保護者への直接支給とし、教職員の事務負担の軽減を図っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	諸費の適正な管理について		
意 見 の 内 容	諸費の取扱いについて、原則、立替払をしないようなルール作りをするとともに、通帳と印鑑を別々に保管するなど、適正に管理できる体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P15		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月28日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件意見については、各学校における学校徴収金等の適正かつ効率的な執行を推進するための学校徴収金等取扱マニュアルを、令和4年12月に策定し、5年度から各学校において、同マニュアルに則った運用を開始した。 また、教職員による立替払防止のため、学校が保護者から徴収して執行する学校徴収金については、原則、全て文書により起案決裁を行うことや、預金通帳と届出印を、それぞれ別の金庫等に保管するなど、諸費の適正な管理を図っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	未納金の取扱いについて		
意 見 の 内 容	未納金の取扱いについて、各学校の状況を確認し、教職員の負担が軽減され、滞納が発生しないような対策を講じられたい。 なお、対策を講じるに当たっては、債権回収室など、未納金を取り扱う部署などへ相談されたい。		
公表文該当 ページ	P16		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月28日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件意見に係る未納金の取扱いについては、教育行政に関し、法的観点から助言・指導する弁護士であるスクールロイヤーへの相談を実施するとともに、給食費については、公会計に移行した。 また、教材費等の徴収に当たっては、事前に、必要な教材等の購入に対する同意書を、保護者から提出させることとしたほか、未納者に対する催促の期間を設けるなど、未納金の減少に取り組んでいる。 さらに、令和4年4月に、共同学校事務室を設置し、未納金対策の情報共有を行うなど、各学校が連携し課題解決に取り組むとともに、学校徴収金等取扱マニュアルを同年12月に策定し、各学校における学校徴収金等の適正かつ効率的な執行を推進している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	契約に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	業務委託契約については、業務責任者に係る届出を求めるとともに、仕様書には履行報告に関する内容を記載するよう、適正に事務処理されたい。 また、今後においても、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、入札書の様式の見直しなどを検討するとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月28日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	本件指摘事項について、業務責任者については、令和6年度から、業務委託着手届に記載することにより、届出を受理するとともに、履行報告については、変更した契約約款に基づき、毎月、運行記録の提出を求めることとした。 また、入札書については、委託業務内容の変更に伴い、様式を見直し、高松市契約規則に基づいた適正な事務を行っている。 さらに、契約に係る適正な事務処理を行うよう、リスクマネジメント会議において課内職員に周知するとともに、決裁時には書類の確認を徹底するなど、審査体制の構築を図っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	令和6年11月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	物品購入に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	物品購入については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月9日
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係るトナーカートリッジ及びドラムカートリッジについては、令和7年度から、契約監理課への契約依頼により一括購入している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	令和6年11月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	行政文書に係る適正な代理決裁について		
指 摘 の 内 容	決裁については、高松市事務決裁規程に基づき、代理決裁を含め、決裁権者が最終的な意思決定を行うとともに、管理職員を含め、職員が前例踏襲することなく、規則等遵守の徹底を図るため、所属内において文書法制事務に関する研修を実施するなど、適正な事務の執行に向けた取組を実施されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年5月12日
所 管 課 等	健康福祉局 こども保育教育課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る行政文書の代理決裁については、文書法制事務を所管する総務局と協議した結果、高松市事務決裁規程に定めている専決者の代理決裁の規定が見直され、令和7年4月1日から、課長が不在の場合で、かつ、室の所掌事務に係る決裁については、室長による代理決裁が可能となった。 また、決裁時には、規則等を十分に確認した上で、適正に事務を執行するよう、課内職員に周知した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	令和7年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	業務委託に係る適正な契約事務について		
指 摘 の 内 容	契約事務については、業者決定に係る提出書類の内容審査を厳格に行うとともに、関係法令等に基づき必要な事項を契約書に記載し、適正に執行されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月6日
所 管 課 等	市民局 牟礼総合センター
措 置 結 果	本件指摘事項に係る廃棄物処理業務委託については、令和7年度から、見積徴取に係る委託業者決定要領において、提出する見積書様式の注意点を見積業者に明示するとともに、見積状況調書において、見積書様式チェック欄を設けることにより、適正な見積書が提出されていることを所属内で確認することとした。 また、契約書においては、関係法令等に規定されている必要事項を、業務に関する特約事項として記載し、適正な業務の遂行について定めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	令和7年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	契約事務の効率化について		
意 見 の 内 容	複数の施設が導入している高松市博物館施設収蔵品管理システムの賃貸借契約に当たっては、見積徴取を始めとする契約事務及び賃貸借料の支出事務などにおける事務の効率化に加え、毎月の支出に係る振込手数料削減の観点から、歴史資料館等9館と一括した契約及び支出事務について検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年6月5日
所 管 課 等	総務局 総務課
措 置 結 果	本件意見に係る高松市博物館施設収蔵品管理システムの賃貸借契約については、公文書館と同一のシステムを導入している歴史資料館等を所管する文化財課と協議を行った結果、令和7年度から、公文書館分の契約を歴史資料館等9館分の契約に統合し、一括契約とした上で、文化財課において、契約及び支出事務等を行うこととし、事務の効率化や経費の削減を図った。